

## 1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

### (1) 本校のいじめ防止に関する基本的な姿勢

いじめは、いじめを受けた児童・生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものです。

いじめはどの児童・生徒にも起こりうるものであり、またどの児童・生徒も加害者にも被害者にもなりうるものですので、すべての児童・生徒の尊厳が守られ、児童・生徒をいじめに向かわせないよう未然の防止が必要です。また万一いじめが行われた場合、他の児童・生徒に行われているいじめを認識しながら放置することのないよう日頃の指導を徹底しなければなりません。

本校では周囲の友人や教職員との信頼関係を築きながら、安心・安全に学校生活を送ることができ、授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行い、児童・生徒に集団の一員としての自覚や自信を育みます。その中から互いを認め合える人間関係・学校風土を児童生徒自らが作り出していけることを目指し、いじめ防止等の対策を行っていきます。

また、家庭や地域、関係機関との連携を大事にし、児童・生徒が多くの人々と関わり、多くの目で見守られるよう学校を中心としたコミュニティー作りに努めます。

### (2) いじめの禁止

教育活動全般を通じて、「いじめは絶対に行ってはならない」ということを児童・生徒に周知・徹底します。

### (3) 学校及び職員の責務

いじめに遭うことなく、児童・生徒が安心して学校での活動に取り組めるよう、保護者や地域の住民、その他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめの疑いがある場合には適切かつ迅速に対処し、再発防止に努めます。

## 2 いじめの防止等に関する内容

### (1) いじめの未然防止のための取組み

- 児童・生徒の豊かな情操と道徳心を育て、互いに心を通わせられるよう、すべての教育活動を通じた道徳教育や体験活動等の充実を図ります。
- 児童・生徒といじめ防止についてともに考え、行動します。
- 行事、交流活動やボランティア活動等をおし、地域の同世代の児童・生徒、地域住民等への理解を深めるとともに、連携を強化し、地域で児童・生徒を見守る体制づくりに努めます。
- いじめは決して許されないという共通認識のもと、全職員がいじめについての研修会や職員会議等をおしていじめ対策等について共通理解を持ち、組織的に対応します。
- 児童・生徒の少しの変化も見逃さず、見守っていくとともに、校務の効率化を図り、児童・生徒に関する情報交換を多くするよう努めます。
- 学校は児童・生徒に対し、いじめの傍観者とならず、いち早く教職員へ報告するなど、いじめを止めさせるための行動を取ることの重要性を理解させるよう努めます。
- 特に配慮が必要な児童・生徒<sup>\*</sup>に係るいじめについては、当該児童・生徒の特性を踏まえ、日常的に適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童・生徒に対する必要な指導を組織的に行います。

※発達障害を含む、障がいのある児童・生徒、海外から帰国した児童・生徒や外国人の児童・生徒、外国につながる児童・生徒、性同一性障害に係る児童・生徒や「性的マイノリティ」とされる児童・生徒、東日本大震災や原子力発電所事故等により避難している児童・生徒、新型コロナウイルスに感染した児童・生徒、感染した家族がいる児童・生徒、感染した人の治療や予防をしている病院や保健所の家族がいる児童・生徒を含みます。

## (2) いじめの早期発見のための取組み

- けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童・生徒の感じる被害性<sup>\*</sup>に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。
- ※いじめられていても、いじめを受けた児童・生徒がいじめを訴えない場合やいじめを否定する場合がありますため、注意深く状況を把握する必要があります。
- いじめを早期に発見するため、在籍する児童・生徒に対する定期的な調査を学期に1回以上実施します。
  - 児童・生徒及び保護者対象のいじめに関するアンケート調査（年2回）
  - 個人面談を通じた学級担任による保護者聞き取り調査
- 児童・生徒及び保護者がいじめに係る相談ができるよう、いじめに関する相談窓口を設置します。
- 相談、通報があった事案は「いじめ対応委員会A」にて情報を共有し、対応を検討します。
- いじめの防止等に関する職員研修を、年間計画に位置付け実施します。

## (3) いじめに対する取組み

- いじめまたはその疑いがある行為を発見した場合は、すぐにその行為をやめさせます。
- いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかにその事実の有無を確認します。
- いじめの事実が確認された、あるいはいじめの疑いがある場合、または、いじめが解消に至っていない場合には、いじめを受けた児童・生徒をいじめが解消するまで守り通し、安心・安全な学校生活を送ることができるよう、いじめを受けた児童・生徒や保護者に対する支援と、いじめを行った児童・生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行います。
- いじめに係る情報については、適切に記録します。
- いじめを受けた児童・生徒が安心して学校生活を送れるよう、必要と認められる場合は、保護者の了解のもと、いじめを行った児童・生徒を一定期間別室にて学習させる措置を講じます。
- いじめを見ていた児童・生徒にも自分の問題ととらえさせ、誰かに知らせる勇気を持つよう指導します。
- 同調していた児童・生徒に対しては、その行為がいじめに加担する行為であるということを理解できるよう指導します。
- いじめの関係者間で争いが生じないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有し、調整を図ります。
- いじめが犯罪行為として扱われるべき場合は、県教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処します。
- いじめを行った児童・生徒に対しては、いじめは決して許されない行為であることを、適切かつ毅然と指導します。なお、いじめられた児童・生徒の立場に立っていじめに当たると判断した場合にも、「いじめ」という言葉を使わず指導することもあります。
- いじめが解消している状態と判断した場合でも、いじめを受けた児童・生徒及びいじめを行った児童・生徒の状況を日常的な関わりの中できめ細かく把握するとともに、児童・生徒との対話を深めることなどを通じて、いじめの再発を防ぎます。なお、いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に

応じ、他の事情も勘案して判断するものとします。

①いじめに係る行為が止んでいること（期間は少なくとも3か月を目安とする）。

②いじめを受けた児童・生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

#### (4) インターネット上のいじめへの対応

インターネット上で行われるいじめ（ネットいじめ）に対しては、場合によっては警察や法務局等に連絡を取りつつ削除を求めます。また携帯電話の使用の仕方の指導等をおし、生徒に対し情報モラル等の啓発活動を行い、ネットいじめの防止に努めます。

また、児童・生徒が自らインターネットを通じて行われるいじめを防止する意識を持って、主体的に考え、行動する取組みを進めます。

#### (5) 学校評価

学校いじめ防止基本方針に基づく取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり、教職員の孤立やいじめの抱え込み防止、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）の実施状況を学校の評価に位置付けるよう努めます。

### 3 「いじめ対応委員会A」の設置

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ対応委員会A」を設置し、定例会を学期に1回程度開催します。いじめについて組織的に対応することにより、特定の教職員で問題を抱え込まず、複数の者による状況の判断をします。また、この組織が、いじめを受けた児童・生徒を徹底して守り通し、事案を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であると児童・生徒から認識されるよう取り組みます。

いじめと疑われる相談・通報があった場合には、会議を緊急開催します。

#### (1) 「いじめ対応委員会A」の構成

管理職、教務企画GL、教育推進GL、連携支援GL、安全管理GL、  
学部長（小、中、高A、高B）、分教室長、高B学年リーダー、児童生徒TL、  
教育相談コーディネーター、臨床心理士、養護教諭、児童生徒チーム担当

※緊急開催の場合、検討事項に応じて該当児童・生徒担任、依頼可能な第三者、  
その他校長が必要と認める者をメンバーに加える。

※専門職（心理職）は、自らその一員であることを児童・生徒及びその保護者等に積極的に伝える取組を行うものとします。

#### (2) 活動内容

- 基本計画・年間計画の作成
- いじめ防止等の取組み内容の検討、取組みの検証・修正
- いじめに関する相談・通報への対応
- いじめの判断、情報収集・共有
- いじめの事案に対する対応の検討・決定、対応の推進
- いじめ事案の報告
- いじめに関する実践的な教職員研修等の実施
- いじめに関する児童・生徒、保護者及び地域に対する情報提供・意識啓発

#### 4 重大事態への対処

いじめにより、児童・生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合や、いじめが原因で相当の期間学校を欠席しているとの疑いがある場合、県教育委員会に報告し、県教育委員会と協議の上、「いじめ対応委員会B」を設置し、迅速に調査に着手します。

##### (1) 「いじめ対応委員会B」の構成

管理職、教務企画GL、教育推進GL、連携支援GL、安全管理GL、  
学部長（小、中、高A、高B）、分教室長、高B学年リーダー、児童生徒TL、  
教育相談コーディネーター、臨床心理士、養護教諭、児童生徒チーム担当、当該児童・生徒担任、他  
※事案内容により、構成員は県教育委員会と協議の上、校長が任命します。  
※構成員については、専門的知識及び経験を有する第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性  
確保するよう努めます。

##### (2) 活動内容

- 発生した重大事態のいじめ事案に対する調査
- 情報収集・共有・分析、いじめを受けた生徒及びその保護者への事実関係の説明
- 県教育委員会への調査結果報告
- いじめを受けた生徒及びその保護者が希望する場合、所見をまとめた文書を添えて報告書を提出
  - ※ いじめの重大事態については、国の基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」により適正に対応します。
  - ※ 調査結果については、いじめを受けた児童・生徒およびその保護者の意向等を踏まえて、特段の支障がなければ公表を行います。

#### 5 その他

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、いじめの早期発見及び再発防止に関する取り組みを学校評価の項目に加え、適正に自校の取り組みを評価します。